

# 令和6年度住民税が、新たに非課税 または、均等割のみ課税となる世帯への給付金

世帯区分	令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯	令和6年度に新たに住民税均等割のみとなった世帯
対象世帯	6月3日時点で市内に住民登録があり、令和6年度の世帯全員の住民税が非課税で、次のすべてに該当する場合	6月3日時点で市内に住民登録があり、令和6年度の世帯全員の住民税が「均等割のみ課税者」または、「均等割のみ課税者と非課税者」であり、次のすべてに該当する場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世帯の中に住民税課税者からの税法上の扶養を受けていない方が1人以上いる</li> <li>●世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である方がいない</li> <li>●租税条約による住民税の免除を受けていない</li> </ul> <p>【次に該当する世帯は対象外です】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶すでに令和5年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（3万円＋7万円給付金）を受給した世帯</li> <li>▶令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（10万円給付金）に対する臨時特別給付金を受給した世帯（未申請・受給辞退された世帯も含まれます）</li> </ul> <p>※他市町村で支給された世帯も対象外となります。</p>	
給付額	1世帯 10万円 ※18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に出生した児童）がいる場合は、1人あたり5万円（こども加算）を給付します。	
申請方法 ※市から文書が届くのを待ちください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給対象の方で、市で振り込み先を把握できる方には、「支給のお知らせ」を送付します。届いたら、内容を必ずご確認ください。記載内容に変更等がありましたら期限までに、下記問い合わせ先までご連絡ください。</li> <li>●支給対象の方で、市で振り込み先を把握できない方には、「確認書」を送付します。届いたら、記載例を参考に記入後、添付書類をつけて同封した返信用封筒にて、期限までにご返送ください。</li> <li>●支給のお知らせや確認書が届かない世帯でも、対象と思われる場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。</li> </ul>	
受付期限	10月31日(木)まで	
給付時期	確認書等を受理した日から2週間から3週間程度で指定の口座に振り込まれる予定です。ただし、不備がある場合にはこの限りではありません。	



滝川地方消費者センター  
マスコットキャラクター  
かもっちゃん

～給付金を装ったサギにご注意ください～  
ATMを操作して給付金を受け取るように  
電話することは絶対にありません！



滝川地方消費者センター  
マスコットキャラクター  
ダマスカモ

滝川市臨時給付金コールセンター Tel.0120-223-130（通話無料）

受付時間 平日・土日祝 8時30分～20時

問合先 滝川市定額減税補足給付金等給付室 Tel.28-8009